

平成27年第4回（6月）議会定例会会議録

招集年月日	平成27年6月12日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成27年6月12日 午前10時02分		
閉議宣告日時	平成27年6月12日 午前10時18分		
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄	副町長 山岡正見	教育長 室谷敏彦
	総務課長 吉田 晃	税務課長 中田利明	住民課長 山下利彦
	保健センター館長兼福祉課長 大山 保	産業経済課長 吉岡友次	
	土木課長 川北征章	学校教育課長兼社会教育課長 山本忠浩	
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成27年第4回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

平成27年6月12日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第1号乃至報告第6号及び議案第28号乃至議案第30号迄 (一括上程)

(提案理由の説明、質疑、委員会付託、ただし報告第5号、報告第6号については報告のみ)

第4 議案第31号乃至議案第32号迄 (一括議題)

(提案理由の説明、質疑・討論省略、採決)

会 議 に 付 し た 事 件

- 報告第 1 号 川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を
求めることについて
- 報告第 2 号 平成 2 6 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を
求めることについて
- 報告第 3 号 平成 2 6 年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 平成 2 7 年度川北町簡易水道事業等特別会計補正予算の専決処分の報
告並びに承認を求めることについて
- 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度川北町一般会計補正予算
- 議案第 2 9 号 川北町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 0 号 川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第 5 号 川北町土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 6 号 一般財団法人川北町余暇健康開発公社の経営状況の報告について
- 議案第 3 1 号 川北町副町長選任につき同意を求めることについて
- 議案第 3 2 号 川北町監査委員選任につき同意を求めることについて

《町民憲章唱和》

◇議長 山先 守夫

開会に先立ち町民憲章を唱和致します。

一同、ご起立下さい。

(唱和)

ご着席下さい。

《開会》

◇議長 山先 守夫

只今から、平成 27 年第 4 回川北町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前 10 時 02 分)

《会期の決定》

◇議長 山先 守夫

日程第 1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 6 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 17 日までの 6 日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 山先 守夫

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

7 番 作田良一君、8 番 坂井 毅君、9 番 作田 毅君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第 3 報告第 1 号ないし報告第 6 号及び議案第 28 号ないし議案第 30 号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日ここに、平成 27 年第 4 回議会定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙の中、ご出席を戴きまして誠に有難うご座居ます。

議案の説明に先立ちまして、町の近況についてご報告を申し上げます。

国内の景気・経済状況は、消費税増税の反動による悪影響が薄れたほか、円安・原油安などにより、大手企業を中心に業績が回復をしております。また、製造業の「国内回帰」の流れも強まり、雇用環境においても、「売り手市場」の傾向が見られておりますが、地方への波及はいよいよこれからかと感じているところであります。

このような中であって、5 月 31 日に出納閉鎖を致しました、平成 26 年度の決算について申し上げますと、当初に比較致しまして、町税等の一般財源は増加し、経費の節減とも合わせまして、一般会計では、財政調整基金に 80,000 千円を積み立てし、そして実質収支で 160,000 千円を超える黒字となり、その他 6 つの特別会計も、それぞれ黒字で決算を結んでおります。

なお、繰越明許を致しました 5 つの事業の内、「小松空港利用促進事業」と、プレミアム商品券を発行する「町商工会特別事業」は、既に事業に着手を致しております。

次は、平成 27 年度の事業についてであります。

町の指定避難所になっております、全小・中学校 4 校の「非構造部材耐震化工事」につきましては、既に契約を交わしております。

また、中島小学校と川北小学校の「空調機械復旧工事」につきましては、国の補助金交付決定を受け、一昨日の 10 日に工事入札を執行し、仮契約を締結致しました。

つきましては、本議会定例会の最終日になるかと思っておりますが、「工事請負契約の締結について」を議案として、追加提出したいと考えております。

それでは 6 月定例会に提案を致しました案件について、その概要をご説明申し上げます。先ず、報告第 1 号「税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

地方税法の改正に伴うもので、3 月議会定例会に提出することが出来ませんでしたので専決し、事務の執行に支障を来さない様、措置をしたものであります。

内容の主なものは、「軽自動車税」の内、二輪車等に係る税率の引き上げ時期を 1 年延長し、平成 28 年度分から適用する改正であります。

「固定資産税」では、居住用建物の存する土地の、固定資産税の負担調整措置を、3 年延長する改正で、本年、平成 27 年 4 月 1 日から施行致しております。

次に、報告第 2 号「平成 26 年度一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

平成 26 年度事業の内、「町総合計画策定事業」「小松空港利用促進事業」「町商工会特

別事業」「販路開拓支援事業」そして「創業・起業地域活性化事業」の合わせて5事業26,100千円が、年度内に完了致しませんでした。

この為、地方自治法第213条の規定に基づき繰越明許費として、同法第179条第1項の規定により、専決処分を致しましたので、報告をするものであります。

また、報告第3号は、先の5つの事業を繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月20日に繰越計算書を作成致しましたので、同項の規定により、報告をするものであります。

次の報告第4号は、「平成27年度簡易水道事業等特別会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

中島地区簡易水道施設の修繕工事を、実施する必要があり、その費用7,000千円を、5月20日に専決致しましたので、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお財源には、繰入金を充当し、これにより本特別会計予算の累計額は、34,500千円となります。

次に、議案第28号「一般会計補正予算」であります。今回の補正額は26,500千円で、予算の累計額は4,133,500千円となります。

内容について申し上げますと、まず、衛生費では、乳幼児等の医療費の個人負担分を、償還払い給付から、窓口での支払いを不要とする現物給付に移行する為、審査支払手数料に500千円、システム改修費に4,453千円を計上致します。

農林水産業費では、地域農業の担い手となる農業者が、融資を活用して取得する、農業機械の購入費補助金に4,251千円、教育費では、小・中学校の環境整備工事費に、合わせて16,224千円、特別支援児童に対し、個別授業を行う通級学級が、新年度から川北小学校に設置をされており、備品購入費を補正し、財源として、県支出金や繰越金などを充当致しております。

次に、議案第29号「職員定数条例の一部を改正する条例について」であります。

現在、保育所の職員定数は32人で、その内、2人が児童館で勤務をしておりますが、保育所並びに児童館の、安全かつ適切な運営の為、職員定数を3人増員し、35人とする改正であります。平成28年4月1日から施行致します。

次に、議案第30号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」であります。

地方税法の改正に伴うもので、国保加入所帯の所得が、基準額以下の場合における国保税の軽減措置のうち、5割軽減・2割軽減の所得基準額等を見直し、軽減対象世帯の拡大を図る改正で、平成27年度以後の年度分の国保税に適用致します。

次に、報告第5号と第6号は、「土地開発公社」及び「余暇健康開発公社」の、経営状況の報告であります。

それぞれの公社における経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

以上が、6月議会定例会に提案致しました、案件の概要であります。

議員各位におかれましては、何卒慎重にご審議を頂きまして、適切なるご決議を賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明と致します。

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 山先 守夫

これから、只今、上程されております報告第1号ないし報告第4号及び議案第28号ないし議案第30号に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております報告第1号ないし報告第4号及び議案第28号ないし議案第30号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号ないし報告第4号及び議案第28号ないし議案第30号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◇議長 山先 守夫

日程第4 議案第31号ないし議案第32号までを一括して議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、人事案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先ず、議案第31号「川北町副町長の選任につき同意を求めることについて」であります。

現在、副町長を務めております山岡正見さんは、6月19日で任期が満了致します。

現在1期目でご座居ますので、再度、山岡さんを選任致したく、「地方自治法第162条」の規定により、提案するものであります。

次に、議案第32号「川北町監査委員選任につき同意を求めることについて」であります。

現在、監査委員を務めております戸成博幸さんが、5月31日をもって、委員を辞職致しました。その後任につきまして、慎重に検討致しましたところ、新たに吉野外明さんを、監査委員に選任したいと思います。

吉野さんは、銀行を定年退職された後、中島区長を務めるなど、人格・識見ともに優れた方であり、監査委員に適任であると思いますので、「地方自治法第 196 条第 1 項」の規定により、提案するものであります。

以上 2 件の人事案件について、議員各位のご同意を賜われますようお願い申し上げます、提案理由の説明と致します。

《質疑・討論省略》

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

只今、一括議題となっております議案第 31 号ないし議案第 32 号までについては、人事に関する案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決を致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

《採決》

◇議長 山先 守夫

これから、議案第 31 号「川北町副町長選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい、着席下さい。

起立全員であります。

議案第 31 号「川北町副町長選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に議案第 32 号「川北町監査委員選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい、着席下さい。

起立全員であります。

議案第 32 号「川北町監査委員選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

《閉議》

◇議長 山先 守夫

以上をもって、本日の議事日程は全部終了致しました。

したがって、明6月13日から6月16日までを休会とし、6月17日午前10時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時18分)